


請求書の記載方法

紙請求の場合は以下のとおりとする。

1 請求書の記載方法等

- (1) 「令和 年 月分」欄から「表別」欄は、国保の請求書と同様に記載する。
- (2) 「特」欄は、感染症法、障害者総合支援法(精神通院医療、更生医療、育成医療、療養介護医療)、肝炎及び肝がん・重度肝硬変治療、特定疾患、小児慢性、難病法(特定医療)、特定B型肝炎、児童福祉法(障害児施設医療)、、及び高額(高齢受給者を除く。)に係る請求について、「特」を○で囲む。
- (3) 「療養の給付」欄は、市町村別に「一般」、「70歳以上2割」、「70歳以上3割」及び「6歳」ごとに、明細書の件数、点数の合計を記載する。(更に「特」に該当する場合は、請求書を別に作成し区分別に「特」の種類に係らず一括して記載する。)。
なお、福祉医療費請求額は、「高齢受給者、特」該当の場合に請求金額の合計を記載する。(高齢受給者は明細書の請求金額欄に記載されている場合。)
- (4) 「食事療養」欄は、市町村別の区分ごとに食事療養の件数、標準負担額の合計を記載する。